会計責任者　氏名　横田　賢一
住所　東京都多摩市連光寺二―六七―五
生年月日　昭和三十九年一月十六日
選任年月日　平成二十二年四月二十三日

会計責任者の職務代行者　氏名　福嶋　輝彦
住所　東京都世田谷区経堂四―三―一二
生年月日　昭和四十年十月三十一日
選任年月日　平成二十二年四月二十三日

自由民主党

所属国会議員（所属国会議員でなくなった）　氏名　与謝野　馨　平成二十二年四月三十日
舛添　要一
園田　博之
中川　義雄
藤井　孝男
小池　正勝
矢野　哲朗

○財務省告示第二百二十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年六月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年七月六日

財務大臣　野田　佳彦

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第二百九十三回）

二　発行の根拠法律及びその条項　平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律（平成二十二年法律第七号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　振替法の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めた後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千六十一億円
ロ　非競争入札発行　うち、平成二十二年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で一兆三千三百五十九億六千八百六十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で八千三億三千九百六十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千六百九十七億九千百七十万円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で千八百八十七億円
ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二百二十五億円

七　払込金額
イ　価格競争入札発行　二兆四千七十九億五千七百八十二万五千円
ロ　非競争入札発行　三十七億七千九十万千三百六十円
ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　千八百八十八億四千五百二十九万九千円
ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　二百二十五億千七百三十二万五千円

八　最低額面金額　五万円

九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

十　発行日　平成二十二年六月十五日

十一　イ　発行価格　価格競争入札発行　額面金額百円につき百円七銭五厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　額面金額百円につき百円七銭七厘

十二　利率　年〇・二パーセント